

児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当

26年度(平成26年4月分)から

手当の支給額が変わります

■児童扶養手当

18歳までのお子さんを養育しているひとり親家庭の生活の安定と、児童の心身の健やかな成長のために支給される手当です。

●資格要件の制限

- ・事実上の婚姻関係がある場合。
- ・国民年金、厚生年金等の公的年金を受けている方。
- ・本人・扶養義務者の所得が一定額を超える。
- ・児童が、施設に入所している。

児童扶養手当月額表

	全部支給	一部支給
平成26年4月分から	41,020円	41,010円 ～9,680円
平成26年3月分まで	41,140円	41,130円 ～9,710円

※2人目は5,000円、3人目以降は3,000円ずつ加算されます

■特別障害者手当

重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方に支給されます。

■障害児福祉手当

重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅の方に支給されます。

●資格要件の制限

- ・施設に入所している、または病院に入院している。
- ・本人・扶養義務者の所得が一定額を超える。

特別障害者手当・障害児福祉手当月額表

	特別障害者手当	障害児福祉手当
平成26年4月から	26,000円	14,140円
平成26年3月分まで	26,080円	14,180円

■特別児童扶養手当

20歳未満で、精神または身体に一定の障がいがある児童を養育している方

●資格要件の制限

- ・児童の障がいを理由に公的年金を受けている場合。
- ・児童が児童福祉施設等に入所している場合。
- ・所得が一定額を超える場合。

特別児童扶養手当月額表

	1級	2級
平成26年4月分から	49,900円	33,230円
平成26年3月分まで	50,050円	33,330円

【申請などの問い合わせ先】

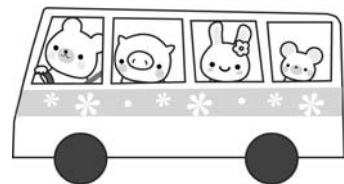
南部町福祉事務所(健康管理センター)
すこやか内 ☎66-5522

さくらまつり期間中の2日間
ふれあいバスを運行します

4月12・13日

【運行する路線・便】

- 循環線(反時計回り・時計回り) 第2便～5便
- 奥絹屋、与一谷線 第2便～4便
- 花回廊線(下り・上り) 第2便～4便
- 伐株線(下り) 第1便～3便
- 伐株線(上り) 第2便～4便



【問い合わせ先】企画政策課 ☎66-3113